

平成29年度 募集案内



こども食堂開設・運営支援事業補助金

奈良県は、こどもが将来に希望を持って健やかに成長できるよう、地域での「居場所」を提供する「こども食堂」の取組を推進します。

事業趣旨

奈良県では、全てのこどもが将来に希望を持って健やかに成長できるよう、地域において幅広いこどもを対象に無料又は低額で「食事」を提供するとともに、コミュニケーションを図り、地域で安心して過ごすことのできる「居場所」を提供する取組（以下、「こども食堂」という。）の促進を図り、こどもを支える地域づくりにつなげるため、こども食堂を開設する団体の取組を応援します。

補助対象団体（補助金を受けられる団体）

県内で「こども食堂」を平成29年4月1日以降に新たに開設し、今後も継続的に運営していこうとしている任意団体または非営利団体（社会福祉法人を除く）で、下記の全てを満たす団体

- ① 「こども食堂」を、開設した日から1年以内の団体であること。
- ② 県内に所在し、代表者が明らかな団体
- ③ こども食堂の事業運営を適切に行うことができる団体
- ④ 特定の政治的又は宗教的活動をする団体でないこと
- ⑤ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと



補助事業実施要件（補助の対象となる取組）

次に掲げる要件の全てに該当すること。

- ① 幅広くこどもが参加できる「こども食堂」を概ね月1回以上、定期的実施し、次年度以降も継続して実施していく予定があること
- ② こどもに無料又は低額（200円を上限）で食事を提供すること
- ③ 1回当たり10食以上提供できること
- ④ 「こども食堂」の実施にあたっては、単なる食事の提供だけでなく、こどもが配膳の手伝い等を通じてしつけを学ぶ活動や、食育等の学習、宿題を教える自主学習、参加者同士がコミュニケーションを図る遊び等の取り組みを実施することにより、こどもが社会性を学びながら、地域の仲間達と安心して過ごすことのできる「居場所」の機能を提供すること
- ⑤ こどもが広く参加できるよう広報活動を行うこと。
- ⑥ 実施団体関係者等特定の者しか参加できない運営は行わないこと
- ⑦ 食品衛生法をはじめとする諸法令等を遵守した運営を行うこと
- ⑧ 周囲の環境、運営時間等に配慮するとともに、傷害保険に加入する等安全確保を図ること
- ⑨ 県の他の補助金等を財源としない事業であること

補助対象経費

- ・食材費（食材、調味料等）・使用料及び賃借料（会場使用料、調理器具等のレンタル料等）
- ・消耗品費（チラシ代、洗剤・ラップ・鍋等の台所用品、食器類、調理器具等1品の取得価格又は評価価格が1万円未満のもの）
- ・手数料及び負担金（食品衛生に関する講習会の受講費用等）
- ・保険料（こども食堂保険等）

補助対象期間

- 今年度の補助対象期間は、「交付決定日から平成30年3月31日まで」です。（平成30年3月31日までに実施し、かつ、完了する事業であることが必要です。）
- ※補助の対象期間は最長で12ヶ月です。予算措置が前提となりますが、次年度において残月数分（12ヶ月－今年度の補助対象月数）の補助を受けることが出来ます。
- ※本補助金の交付決定日は、交付申請受理日より、概ね3週間後が目安となります。

補助金額

- 補助対象経費（寄付金、他団体からの補助金等その他の収入額を充当した経費を除く）に対して「1団体2万円×補助対象月数」を上限として補助します。
- ※今年度の補助対象月数は、本補助金の交付決定日の属する月（平成29年9月以降の月）から平成30年3月までの月数となります。
- ※算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

募集期限

- 平成30年2月28日（水）まで
- 【注意】「先着順」につき、早期に受付を終了することがあります。

応募方法

- 所定の申請書類に必要事項を記入のうえ、下記【問い合わせ・応募先】まで郵送もしくは持参してください。
- なお、当該「募集要項」及び「申請書類の様式」は、下記の奈良県のホームページに掲載しています。

奈良県こども家庭課のホームページ：<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=11752>

「こども食堂」の実施にあたっては、開催場所の市町村や社会福祉協議会と広報や運営に関して調整、連携いただきますようお願いします。



【問い合わせ先・応募先】

〒630-8501
奈良市登大路町30
奈良県健康福祉部 こども・女性局 こども家庭課 家庭福祉係
メール：kodomo@office.pref.nara.lg.jp TEL:0742-27-8678 FAX:0742-27-8107

※応募に関するご質問はできる限り、メール又はFAXでお願いします。